

2020年6月9日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

株 式 会 社 ト ラ ス ト

代表取締役社長 川 村 賢 司

### 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

なお、当日のご出席にかえて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号  
ホテル名古屋ガーデンパレス 2F 翼の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

#### 3. 目的事項

##### 報 告 事 項

1. 第32期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類報告の件

##### 決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

## 「新型コロナウイルス感染防止対策に関するお知らせ」

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、ご不便かつご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされておられる皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。（株主様からのご質問は、お一人様1問とさせていただきます。）
2. お土産のご用意は見送りとさせていただきます。
3. 外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、事前行使を是非ご利用ください。
4. 株主様同士のお席の間隔を広く取り、お座りになっていただくようお願いいたします。
5. 議場にご来場の株主様におかれましては、マスクの着用などの対策をお願いいたします。
6. 当日は、受付など会場内にアルコール消毒液を設置いたします。  
また、議場受付の際に非接触型体温計にて株主様の体温を測定させていただきます。来場の株主様で、体調不良と見受けられる方には、当社スタッフより、お声がけさせていただきますことがございますのでご了承ください。体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声がけ下さい。
7. 議場にご来場の株主様におかれましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
8. 株主総会に出席する役員、及び運営スタッフは、体調に問題がないことを確認したうえで参加し、マスクを着用して対応させていただきます。
9. 株主総会参考書類並びに提供書面（事業報告・計算書類・連結計算書類）の内容について、修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、掲載をさせていただきます。（<http://www.trust-ltd.co.jp/>）

今後、新型コロナウイルス感染症が早期に収束されますよう心より願っております。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、第4四半期に入り新型コロナウイルス感染拡大の影響により急激な失速をみせております。

わが国経済のみならず世界規模で感染症罹患者が急増し、米国を中心とした各国の感染防止策により世界経済に多大なる影響が出ております。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束には目途がたっておらず、先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、中核事業であり海外市場をターゲットとしている中古車輸出事業、自動車の所有から利用の流れの中で安定的な成長を続けるレンタカー事業、さらに南アフリカ共和国において海外自動車ディーラー事業の3つの事業を行っており、安定的で収益力のある事業体の構築を目指しております。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高20,140百万円(前期比0.6%減)、営業利益1,447百万円(前期比0.1%増)、経常利益1,377百万円(前期比3.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益350百万円(前期比3.0%減)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### (中古車輸出事業)

中古車輸出業界においては、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、ロシアといった主要輸出先が当業界を牽引し、ここ数年は、台頭著しいアフリカ地域の需要回復による台数増加で輸出台数は安定してきております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、2020年3月より上記輸出国及び、バングラデシュ・マレーシアをはじめとする中古車輸入大国が各国港閉鎖等施策により、輸出货量に陰りが見えます。当連結会計年度における業界全体の輸出台数は129.5万台(前期比2.3%減)とほぼ横ばいの結果となりました。

このような状況のなか、当社主要輸出先であるアフリカ地域、オセアニア地域、中南米地域へのB toC販売先台数は減少したものの、B toB販売先に注力し始めたヨーロッパ地域、アジア地域への輸出台数が増加し、当社グループの輸出台数の合計は4,101台（前期比5.6%減）となりました。その結果、当連結会計年度における業績は、売上高5,670百万円（前期比14.4%減）、営業利益27百万円（前期比78.4%減）となりました。

#### (レンタカー事業)

レンタカー業界においては、レンタカー需要の高まりを受け事業者及び登録台数が年々増加し、市場規模が拡大するとともに競争も激化しております。しかしながら、第4四半期におきましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により需要の低下が生じております。

このような状況のなか、当社グループは、当連結会計年度において直営店のイオンタウン各務原鶴沼店（岐阜県）、新千歳空港店（北海道）、越谷レイクタウン店（埼玉県）、フランチャイズ（以下、「FC」と称します）店のスカイ岡山南店（岡山県）、長岡駅東口店（新潟県）、つくば店（茨城県）、富士吉田店（山梨県）、研究学園駅前店（茨城県）、岩出店（和歌山県）、北九州空港カウンター（福岡県）を新規出店し、直営店及びFC店の総店舗数は160店舗（前期比9店舗増）、総保有台数は20,320台（前期比6.1%増）となりました。また、レンタル終了車輛の販売台数は2,001台（前期比43.5%増）となり、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高11,769百万円（前期比10.3%増）、営業利益1,580百万円（前期比4.6%増）となりました。

#### (海外自動車ディーラー事業)

南アフリカ共和国においては、米国と中国の貿易摩擦やヨーロッパにおけるイギリスのEU離脱等の政局リスクにより景気が低迷しておりますが、2019年1-12月期の新車販売台数は53.5万台（前期比3.1%減）となりほぼ横ばいに推移しております。

このような状況のなか、当社グループは、南アフリカ共和国でスズキディーラー4店舗を運営しております。新車販売台数は合計1,197台（前期比35.1%増）、中古車販売台数は合計955台（前期比11.7%減）となり合計販売台数は合計2,152台（前期比9.4%増）と改善されております。

前年のプジョー店舗撤退による車両販売減やそれに伴う諸経費の発生、また、今般発生した新型コロナウイルスが蔓延するなか、当社は、お客様と従業員の健康確保を最優先に行い、2020年3月の繁忙期において南アフリカ共和国内における全ての店舗を一時的に閉鎖いたしました。これにより、オペレーションに混乱をきたし、売り上げは大きく減少しました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,869百万円（前期比10.3%減）、営業損失134百万円（前期営業損失191百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、3,481百万円の設備投資を実施しました。その主な内容はレンタカー車輛の取得によるものであります。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、厳しい経済環境のなか、以下の課題に対して施策を実施してまいります。

(中古車輸出事業)

### ① 売上高の拡大

中古車輸出業界において競争が激化している中、CS強化によるロイヤルカスタマー作りに加え、BtoB販売の強化や異なる販売経路を持つ国内外の企業との業務・資本提携により、販売協力体制を強化し、売上高の拡大を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの世界的な蔓延を受け、お客様を取り巻く各国規制等環境の変化に伴う新たな要望に応じてまいります。

### ② 仕入価格の抑制及び車輛ラインアップの多様化

顧客ニーズが多様化しているなか、当社グループといたしましては、グループ企業である新車ディーラー及びその他の中古車ディーラーとの取引関係強化及び新規開拓により仕入価格を抑制するとともに、販売車輛のラインアップの拡充を図ってまいります。

(レンタカー事業)

### ① 個人顧客の獲得

レンタル車輛の稼働率が最大の経営課題となっているなか、当社グループといたしましては、駅前等の好立地に出店又は移転、ホームページやWEB予約システムの強化、TVCMやWEB広告、航空チケット裏広告や駅・電車内広告などによる知名度向上の施策により、個人顧客の獲得を行い、稼働率の向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスに起因した安全・安心需要の高まりをうけ、車両・店舗について一層の清掃管理に努めてまいります。

### ② 店舗網の拡大

広域ブランドでありながら未だ出店のない都道府県があるため、当該地域におけるFCの新規開拓及び直営店の新規出店に注力することにより、直営・FC両面で全国展開を目指し、ネットワーク網を構築してまいります。

### ③ 事故防止対策

レンタカーの事故により、任意保険料や車両修理代が増加しており、事業利益の圧迫要因となっております。当社グループといたしましては、ブレーキアシストや自動ブレーキ、車線逸脱警報機能、ドライブレコーダー等、自動車の事故予防となる装備の装着率を高めるとともに、お客様へ交通安全の啓発を行う等、様々な対策をすることで事故の発生率を下げ、安定的な収益の確保を図ってまいります。

#### (海外自動車ディーラー事業)

##### ① 選択と集中

多地域・多ブランド展開により非効率な経営となっていたため、今後は、ブランド及び店舗の選択と集中を図ることで収益力を高めてまいります。

##### ② 安定収益の確保

当社グループでは、中古車販売、サービス部門においても収益性を高めることで、安定的な収益の確保を図り、新車販売のみに依存しない体制を構築してまいります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第29期	第30期	第31期	第32期
		(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)		17,082	18,403	20,260	20,140
経常利益(百万円)		1,418	1,257	1,422	1,377
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		525	441	361	350
1株当たり当期純利益(円)		20.30	17.08	13.98	13.55
総資産額(百万円)		26,745	29,756	29,284	29,011
純資産額(百万円)		8,089	8,859	9,562	10,230
1株当たり純資産額(円)		233.03	248.01	256.40	264.82

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	6,113	5,523	6,621	5,670
経 常 利 益(百万円)	129	178	53	33
当 期 純 利 益 (△は損失)(百万円)	84	122	△433	△206
1株当たり当期純利益 (△は損失)(円)	3.27	4.74	△16.74	△7.98
総 資 産 額(百万円)	5,414	5,703	5,388	5,642
純 資 産 額(百万円)	4,173	4,218	3,683	3,367
1株当たり純資産額(円)	161.29	163.01	142.33	130.12

(注) 1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、VTホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を20,444,000株(議決権比率79.00%)保有しております。また、当社と同社において役員の兼任は1名となっております。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
J-net レンタリース株式会社	60,000千円	50.9%	レンタカー事業
Jネットレンタカー北海道株式会社	30,000千円	50.9% (50.9%)	レンタカー事業
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	95,000千ランド	100.0%	海外自動車 ディーラー事業
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	18,100千ランド	100.0% (100.0%)	海外自動車 ディーラー事業

(注) 1. 上記議決権比率欄の( )内は、当社が間接的に所有する議決権比率を内数で示しております。

(注) 2. Jネットレンタカー北海道株式会社については、重要性が増したことにより、当連結会計年度から重要な子会社に含めることとしております。



(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

(中古車輸出事業)

インターネットでのWEBサイトを利用して、主に海外の個人及び法人顧客向けに中古車の輸出販売を行っております。

(レンタカー事業)

フランチャイズ事業と併せて全国でレンタカーサービス、自動車リースサービスを提供しております。

(海外自動車ディーラー事業)

南アフリカ共和国において自動車ディーラーを運営し、新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。

(7) 主要な事業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	愛知県名古屋市中区
ストックヤード	愛知県名古屋市港区

② 子会社

J-net レンタリース株式会社	愛知県名古屋市中区
Jネットレンタカー北海道株式会社	愛知県名古屋市中区
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	南アフリカ共和国
SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED	南アフリカ共和国

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
中古車輸出事業	31名	3名減
レンタカー事業	224名	41名増
海外自動車ディーラー事業	108名	74名減
合計	363名	36名減

(注) 1. 使用人数には使用人兼取締役2名は含んでおりません。

2. 使用人数には臨時従業員774名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	3名減	41.5歳	7.0年

(注) 使用人数には使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	802百万円
株式会社横浜銀行	301百万円
株式会社三井住友銀行	300百万円
株式会社りそな銀行	300百万円
株式会社滋賀銀行	100百万円
株式会社広島銀行	22百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 28,150,000株  
(自己株式2,273,100株を含む)

(3) 株主数 4,251名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
VTホールディングス株式会社	20,444,000株	79.00%
稲田 清春	261,900	1.01
景山 俊太郎	171,000	0.66
金室 貴久	168,000	0.64
三木谷 晴子	122,500	0.47
菅原 啓治	103,300	0.39
山崎 喜史	79,000	0.30
勝部 正道	77,300	0.29
川名 貴行	74,700	0.28
植竹 裕	72,400	0.27

(注) 当社は自己株式2,273,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	川 村 賢 司	
取 締 役	伊 藤 和 繁	海外事業担当部長 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director MASTER AUTOMOCION, S. L. Director
取 締 役	谷 中 一 晴	管理部担当取締役
取 締 役	伊 藤 誠 英	VTホールディングス株式会社 専務取締役 J-net レンタリース株式会社 代表取締役会長 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役社長 エスシーアイ株式会社 代表取締役 株式会社MIRAI Z 代表取締役社長 光洋自動車株式会社 代表取締役
取 締 役	竹 内 穰	株式会社エー・アンド・エー・グラフィック WEB事業統括執行役員
監査役(常勤)	堀 内 泰	J-net レンタリース株式会社 監査役 株式会社エフエルシー 監査役
監 査 役	羽 田 恒 太	株式会社エムジーホーム 取締役 株式会社アーキッシュギャラリー 監査役
監 査 役	小 出 修 平	公認会計士 仰星監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役竹内穰氏は社外取締役であります。
2. 監査役羽田恒太、小出修平の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役小出修平氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、仰星監査法人の代表社員であります。当社と同監査法人との間には特別の関係はありません。
4. 取締役竹内穰、監査役羽田恒太、小出修平の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役	5名	24,732千円
(うち社外取締役)	(1名)	(1,800千円)
監 査 役	3名	6,450千円
(うち社外監査役)	(2名)	(3,000千円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記には、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額8,442千円を支払っております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役竹内穰氏及び監査役羽田恒太氏並びに監査役小出修平氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## 4. 社外役員等に関する事項

### (1) 社外役員に関する事項

取締役 竹内穰

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役竹内穰氏は、株式会社エー・アンド・エー・グラフィックのWEB事業統括執行役員であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて意見を述べております。

## 監査役 羽田恒太

### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役羽田恒太氏は、株式会社エムジーホームの取締役及び株式会社アーキッシュギャラリーの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、他社での豊富な経営経験と高い見識に基づいて意見を述べております。

#### イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

## 監査役 小出修平

### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役小出修平氏は、仰星監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### ア. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会への出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。

#### イ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会への出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役としての立場から意見を述べております。

(2) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
社 外 監 査 役	1名	3,000千円

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |          |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 14,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

イ. 取締役は、取締役会の決定事項に基づき、各々の職務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

ウ. 各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

エ. 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、管理部長の責任のもと、コンプライアンス規程を作成するとともに、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

オ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処方法案が管理部長を通じ、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

カ. 管理部長は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者、その他必要な人員配置を行い、且つ、コンプライアンス規程の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の設置等、さらなる周知徹底を図る。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、職務執行情報という。)の取り扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

イ. 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

ウ. 上記イに係る事務は、当該担当役員が所管し、上記アの検証・見直しの経過、上記イのデータベースの運用・管理について、定期的にと取締役会に報告する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、代表取締役が直属する部署として、内部監査委員会を設置し、同委員長がその事務を管掌する。
- イ. 内部監査委員会は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- ウ. 内部監査委員会の監査により法令及び定款に対する違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査委員長及び担当部署長に通報される体制を構築する。
- エ. 内部監査委員会の活動を円滑にするために、関連する規程(与信並びに債権管理規程、経理規程等)、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、内部監査委員会の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査委員会に報告するように指導する。

### ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。
- イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を構築する。
- ウ. 日常の職務遂行に際しては、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。



**⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ア. 内部監査委員会は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査委員会がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社取締役会及び担当部署長に報告される体制を構築する。
- イ. 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査委員会は、親会社の内部監査室及び子会社の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
- ウ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の適切な経営管理によりリスク管理を行う。
- エ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の効率的な職務遂行に資するための支援、指導を行う。
- オ. 当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社と共有する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ア. 監査役が専任スタッフを求めた場合には、使用人を1名以上配置する。
- イ. 上記アの具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

- ア. 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- イ. 監査役職務を補助すべき使用人について、その職務にあたっては監査役の指示に従い、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の項目をはじめとする必要な報告を行う。

- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容

・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

イ. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令及び定款等の違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の監査役に報告を行う。また、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

ウ. 上記ア及びイの監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払い又は償還する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意する。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に参加する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査委員会及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。

## ⑪ 反社会的勢力排除に関する基本方針

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、役員及び使用人へ周知徹底する。

反社会的勢力による不当要求等がなされた場合は、管理部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス及びリスク管理について

法令及び定款の遵守を徹底するためコンプライアンス規程を制定し、常時閲覧可能な状態としており、外部にコンプライアンス相談窓口を常設し、内部通報しやすい環境を整備し運用しております。

また、内部監査委員会がリスク管理活動を統括し、規程の整備と運用状況のモニタリングを行いました。

### ② 取締役の職務執行について

取締役会規程及びその他関連規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って職務執行するよう徹底しております。また、取締役会は社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席のうえ、当事業年度において月1回以上開催しました。取締役会においては、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### ③ 監査役の職務執行について

社外監査役2名を含む監査役3名は、当事業年度において監査役会を月1回以上開催し、取締役会及び重要な会議へ出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行いました。また、当社会計監査人である監査法人東海会計社及び内部監査委員会との間で定期的に意見交換を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確立と株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向を勘案のうえ、株主に対する積極的な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当連結会計年度における期末配当金につきましては、普通配当金2円00銭とさせていただきます、すでに2019年12月6日実施済の中間配当金1株当たり2円00銭を加えると、当連結会計年度の年間配当金は1株当たり4円となります。

なお、配当金支払開始日につきましては、2020年6月10日(水曜日)を予定しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>14,083,821</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,748,403</b>
現金及び預金	331,906	支払手形及び買掛金	920,301
受取手形及び売掛金	2,107,473	短期借入金	1,800,000
リース債権及びリース投資資産	8,933,343	1年以内返済予定の長期借入金	14,470
商品及び製品	1,816,676	リース債務	11,385,163
仕掛品	443	未払法人税等	248,648
原材料及び貯蔵品	26,519	賞与引当金	115,760
その他	875,063	その他	1,264,059
貸倒引当金	△7,604	<b>固定負債</b>	<b>3,032,668</b>
<b>固定資産</b>	<b>14,928,041</b>	長期借入金	12,515
<b>有形固定資産</b>	<b>13,993,214</b>	リース債務	2,879,855
建物及び構築物	1,770,649	役員退職慰労引当金	9,397
機械装置及び運搬具	3,821,575	資産除去債務	62,413
土地	3,427,457	その他	68,487
リース資産	4,921,138	<b>負債合計</b>	<b>18,781,072</b>
建設仮勘定	7,000	(純資産の部)	
その他	45,393	<b>株主資本</b>	<b>6,945,312</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>106,786</b>	資本金	1,349,000
のれん	61,606	資本剰余金	1,174,800
その他	45,180	利益剰余金	5,039,721
<b>投資その他の資産</b>	<b>828,040</b>	自己株式	△618,209
投資有価証券	251,008	その他の包括利益累計額	△92,663
長期貸付金	155,918	その他有価証券評価差額金	△1,362
繰延税金資産	120,731	為替換算調整勘定	△91,301
その他	339,312	<b>非支配株主持分</b>	<b>3,378,142</b>
貸倒引当金	△38,929	<b>純資産合計</b>	<b>10,230,790</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,011,863</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>29,011,863</b>

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,140,570
売上原価		14,617,562
売上総利益		5,523,008
販売費及び一般管理費		4,075,299
営業利益		1,447,708
営業外収益		
受取利息	14,349	
受取配当金	5,096	
受取保険料	1,607	
債務勘定整理益	2,916	
投資有価証券償還益	1,082	
受取補償金	6,685	
その他	8,874	40,613
営業外費用		
支払利息	84,151	
支払保証料	728	
為替差損	24,838	
その他	837	110,556
経常利益		1,377,766
特別利益		
固定資産売却益	10,666	10,666
特別損失		
固定資産除却損	3,086	
固定資産撤去費用	595	
投資有価証券評価損	93	3,774
税金等調整前当期純利益		1,384,657
法人税、住民税及び事業税	525,112	
法人税等調整額	9,152	534,264
当期純利益		850,393
非支配株主に帰属する当期純利益		499,573
親会社株主に帰属する当期純利益		350,819

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,349,000	1,174,800	4,779,480	△618,209	6,685,071
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△90,579		△90,579
親会社株主に帰属する 当期純利益			350,819		350,819
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	260,240	—	260,240
当連結会計年度末残高	1,349,000	1,174,800	5,039,721	△618,209	6,945,312

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	17,403	△67,406	△50,002	2,927,092	9,562,161
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△90,579
親会社株主に帰属する 当期純利益					350,819
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△18,766	△23,894	△42,661	451,049	408,388
当連結会計年度変動額合計	△18,766	△23,894	△42,661	451,049	668,629
当連結会計年度末残高	△1,362	△91,301	△92,663	3,378,142	10,230,790

## 連結注記表

### <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

J-net レンタリース株式会社

J ネットレンタカー北海道株式会社

TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED

SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED

このうち、J ネットレンタカー北海道株式会社については、当連結会計年度において重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

TCL KL(M)SDN. BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

J-ウィングレンタリース株式会社

(持分法を適用しない理由)

J-ウィングレンタリース株式会社は、利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)



(時価のないもの)

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、レンタカー車輛については、定額法を採用しております。

また在外子会社は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(但し、残価保証がある場合は当該金額)として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,967,911千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	4,537千円
商品及び製品	155,197千円
計	159,734千円

担保付債務は、次のとおりであります。

買掛金	181,978千円
-----	-----------

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,150,000	—	—	28,150,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,273,100	—	—	2,273,100

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	38,815	1.5	2019年3月31日	2019年6月6日
2019年11月6日 取締役会	普通株式	51,753	2.0	2019年9月30日	2019年12月6日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51,753	2.0	2020年3月31日	2020年6月10日

### <金融商品に関する注記>

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、設備投資に必要な資金の一部については、金融機関からの借入等により調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、その償還日は、リース債務の一部を除き決算日後5年以内に到来いたします。また、一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び貸付金について、与信並びに債権管理規程、貸付金規程に従い、相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行っております。また、連結子会社におきましても同様の管理を行っております。

###### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、有価証券管理規程に従い、適宜、時価の

状況把握及び事実上の必要性の検討を行っております。また、連結子会社におきましても同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社において資金繰計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末において、特定の大口顧客はなく、信用リスクの集中は少ないと考えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	331,906	331,906	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,107,473	2,107,473	—
(3) リース債権及びリース投資資産	8,933,343	10,028,213	1,094,869
(4) 投資有価証券	215,508	215,508	—
(5) 長期貸付金	155,918	156,371	453
資産計	11,744,149	12,839,471	1,095,322
(1) 支払手形及び買掛金	920,301	920,301	—
(2) 短期借入金	1,800,000	1,800,000	—
(3) リース債務	14,265,019	14,061,778	△203,240
(4) 未払法人税等	248,648	248,648	—
(5) 長期借入金	26,985	26,985	—
負債計	17,260,953	17,057,713	△203,240

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、受取リース料総額を信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額については、受取元本相当額または受取リース料総額によっているため、差額が生じております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、次のとおりであります。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	4,307	270	4,037
その他	37,881	21,472	16,409
小計	42,188	21,742	20,446
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	176	176	—
その他	173,143	200,009	△26,865
小計	173,319	200,185	△26,865
合計	215,508	221,927	△6,419

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の受取見込額を残存期間に対応する国債の利回りに基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらの時価については、支払リース料総額を信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、転リースに係るリース債務の連結貸借対照表計上額については、利息相当額を含んでいるため、差額が生じております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	35,500

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

#### <賃貸等不動産に関する注記>

##### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び子会社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用地や賃貸マンション等を所有しております。なお、賃貸マンションの一部については、子会社が使用しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

##### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産(千円)	2,069,298	△693	2,068,604	2,056,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産(千円)	1,352,888	△21,502	1,331,387	1,335,611

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 主な変動  
 減価償却による減少 22,195千円  
 3. 時価の算定方法  
 鑑定人による鑑定評価額であります。

#### <1株当たり情報に関する注記>

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 264円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円55銭  |

#### <重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,017,665	流 動 負 債	2,244,979
現金及び預金	149,671	買掛金	78,627
売掛金	1,141,928	短期借入金	1,800,000
商品及び製品	1,157,395	1年以内返済予定の長期借入金	14,470
原材料及び貯蔵品	1,554	未払金	5,108
前渡金	157,189	未払費用	42,646
前払費用	6,695	未払法人税等	11,069
未収消費税等	101,078	前受金	270,397
立替金	224,658	預り金	1,980
その他	78,066	前受収益	6,727
貸倒引当金	△574	賞与引当金	13,720
固 定 資 産	2,624,748	その他	232
有 形 固 定 資 産	2,092,770	固 定 負 債	30,175
建物	14,120	長期借入金	12,515
構築物	8,511	資産除去債務	1,110
機械及び装置	2,298	その他	16,550
車両運搬具	2,093	負 債 合 計	2,275,155
工具、器具及び備品	1,332	(純 資 産 の 部)	
土地	2,064,413	株 主 資 本	3,369,784
無 形 固 定 資 産	7,049	資 本 金	1,349,000
ソフトウェア	7,049	資 本 剰 余 金	1,174,800
投資その他の資産	524,928	資 本 準 備 金	1,174,800
投資有価証券	211,200	利 益 剰 余 金	1,464,193
関係会社株式	272,600	利 益 準 備 金	2,500
出資金	210	その他利益剰余金	1,461,693
破産更生債権等	21,290	別 途 積 立 金	200,000
長期前払費用	145	繰越利益剰余金	1,261,693
繰延税金資産	33,889	自 己 株 式	△618,209
その他	6,882	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,525
貸倒引当金	△21,290	その他有価証券評価差額金	△2,525
資 産 合 計	5,642,414	純 資 産 合 計	3,367,258
		負 債 純 資 産 合 計	5,642,414

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,670,675
売 上 原 価		5,109,361
売 上 総 利 益		561,313
販売費及び一般管理費		533,895
営 業 利 益		27,417
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,144	
受 取 配 当 金	55,257	
受 取 保 証 料	4,459	
債 務 勘 定 整 理 益	2,916	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	1,082	
そ の 他	1,098	81,959
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,787	
支 払 保 証 料	728	
為 替 差 損	72,601	
そ の 他	14	76,132
経 常 利 益		33,244
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	93	
子 会 社 株 式 評 価 損	225,784	225,877
税 引 前 当 期 純 損 失		192,633
法人税、住民税及び事業税	29,288	
法人税等調整額	△15,259	14,029
当 期 純 損 失		206,662



# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	別途 積立金	
当 期 首 残 高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	1,558,924	1,761,424
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△90,569	△90,569
当 期 純 損 失						△206,662	△206,662
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△297,231	△297,231
当 期 末 残 高	1,349,000	1,174,800	1,174,800	2,500	200,000	1,261,693	1,464,193

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△618,209	3,667,015	16,035	16,035	3,683,051
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△90,569			△90,569
当 期 純 損 失		△206,662			△206,662
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△18,561	△18,561	△18,561
当 期 変 動 額 合 計	—	△297,231	△18,561	△18,561	△315,792
当 期 末 残 高	△618,209	3,369,784	△2,525	△2,525	3,367,258

## 個別注記表

### <重要な会計方針>

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

(時価のあるもの)

決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

###### ② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	197,851千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
未収入金	2,992千円
買掛金	16,861千円
未払金	4,383千円
3. 保証債務	
次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED (借入債務)	266,200千円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	
売上高	33,603千円
仕入高	122,304千円
販売費及び一般管理費	303千円
営業取引以外の取引高	16,422千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,273,100	—	—	2,273,100

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,715千円
賞与引当金	4,198千円
投資有価証券評価損	8,842千円
棚卸資産評価損	16,883千円
子会社株式評価損	238,090千円
貸倒引当金	6,690千円
その他有価証券評価差額金	7,931千円
その他	3,121千円
繰延税金資産小計	288,473千円
評価性引当額	△254,465千円
繰延税金資産合計	34,008千円
繰延税金負債	
その他	118千円
繰延税金負債合計	118千円
繰延税金資産の純額	33,889千円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TRUST ABSOLUT (PROPRIETARY) LIMITED	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	債務保証 (注1)	266,200	—	—

(注1) 金融機関からの借入に対し、当社が債務保証を行っております。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	130円12銭
2. 1株当たり当期純利損失	△7円98銭

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社トラスト  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚橋泰夫 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後藤久貴 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 阿知波智大 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トラストの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社トラスト  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚橋泰夫 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 後藤久貴 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 阿知波智大 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トラストの2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい

るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規程を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社トラスト監査役会

監査役(常勤) 堀内 泰 ⑩

監査役 羽田 恒太 ⑩

監査役 小出 修平 ⑩

(注) 監査役羽田恒太及び監査役小出修平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	かわむらけんじ 川村賢司 (1958年9月25日生)	1999年6月 株式会社ホンダベルノ東海 (現VTホールディングス) 監査役 2004年4月 株式会社VTキャピタル入社 2004年4月 株式会社ホンダベルノ東海 (現株式会社ホンダカーズ東海) 販売支援部長 2004年12月 アイコーエポック株式会社 代表取締役 2009年6月 エルシーアイ株式会社 専務取締役 2009年6月 ピーシーアイ株式会社 取締役 2013年8月 エスシーアイ株式会社 取締役 2017年11月 株式会社日産サテリオ埼玉 代表取締役 2017年11月 日産サービス埼玉株式会社 代表取締役 2019年6月 当社 代表取締役(現任)	2,242株
2	いとうかずしげ 伊藤和繁 (1965年3月6日生)	2004年7月 VTホールディングス株式会社 入社 2007年12月 当社入社 営業部長 2008年6月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社取締役管理部長 2010年12月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director 2011年4月 当社取締役海外事業担当部長(現任) 2011年4月 SKY ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director(現任) 2011年11月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Managing Director 2016年6月 TRUST ABSOLUT AUTO (PROPRIETARY) LIMITED Director(現任) 2017年2月 MASTER AUTOMOCION, S. L. Director (現任)	20,900株
3	やなかかずはる 谷中一晴 (1971年8月25日生)	2008年10月 当社入社 経営企画室長 2014年6月 当社取締役車輛管理部長 2014年10月 当社取締役営業部長兼車輛管理部長 2018年10月 当社取締役車輛管理部長 2019年10月 当社管理部担当取締役(現任)	3,728株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	いとうまさひで 伊藤 誠 英 (1960年9月27日生)	1999年6月 株式会社ホンダベルノ東海 (現 VTホールディングス株式会社) 常務取締役 2003年3月 当社取締役(現任) 2005年7月 E-エスコ株式会社 (現 株式会社MIRAI Z) 代表取締役社長(現任) 2007年4月 当社代表取締役社長 2008年6月 VTホールディングス株式会社 専務取締役(現任) 2011年6月 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役社長(現任) 2013年8月 エスシーアイ株式会社 代表取締役(現任) 2015年6月 ピーシーアイ株式会社 代表取締役 2016年6月 J-net レンタリース株式会社 代表取締役会長(現任) 2019年8月 光洋自動車株式会社 代表取締役(現任)	77,866株
5	たけうちみのる 竹内 穰 (1947年11月29日生)	1970年4月 東海ラジオ放送株式会社 入社 1993年2月 株式会社ZIP-FM 入社 1999年6月 株式会社ZIP-FM 取締役 2014年10月 株式会社SWOOP NAGOYA 入社 2015年3月 株式会社SWOOP NAGOYA 取締役副社長 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2016年2月 株式会社エー・アンド・エー・グラフィック 入社 2016年6月 株式会社エー・アンド・エー・グラフィック WEB事業統括執行役員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹内穰氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 竹内穰氏を社外取締役候補者とした理由は、長年役員として会社経営に携わった幅広い知識と経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。
4. 竹内穰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、竹内穰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2020年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて掲載しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 堀内泰は、本総会終結の時をもって辞任いたします。  
つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

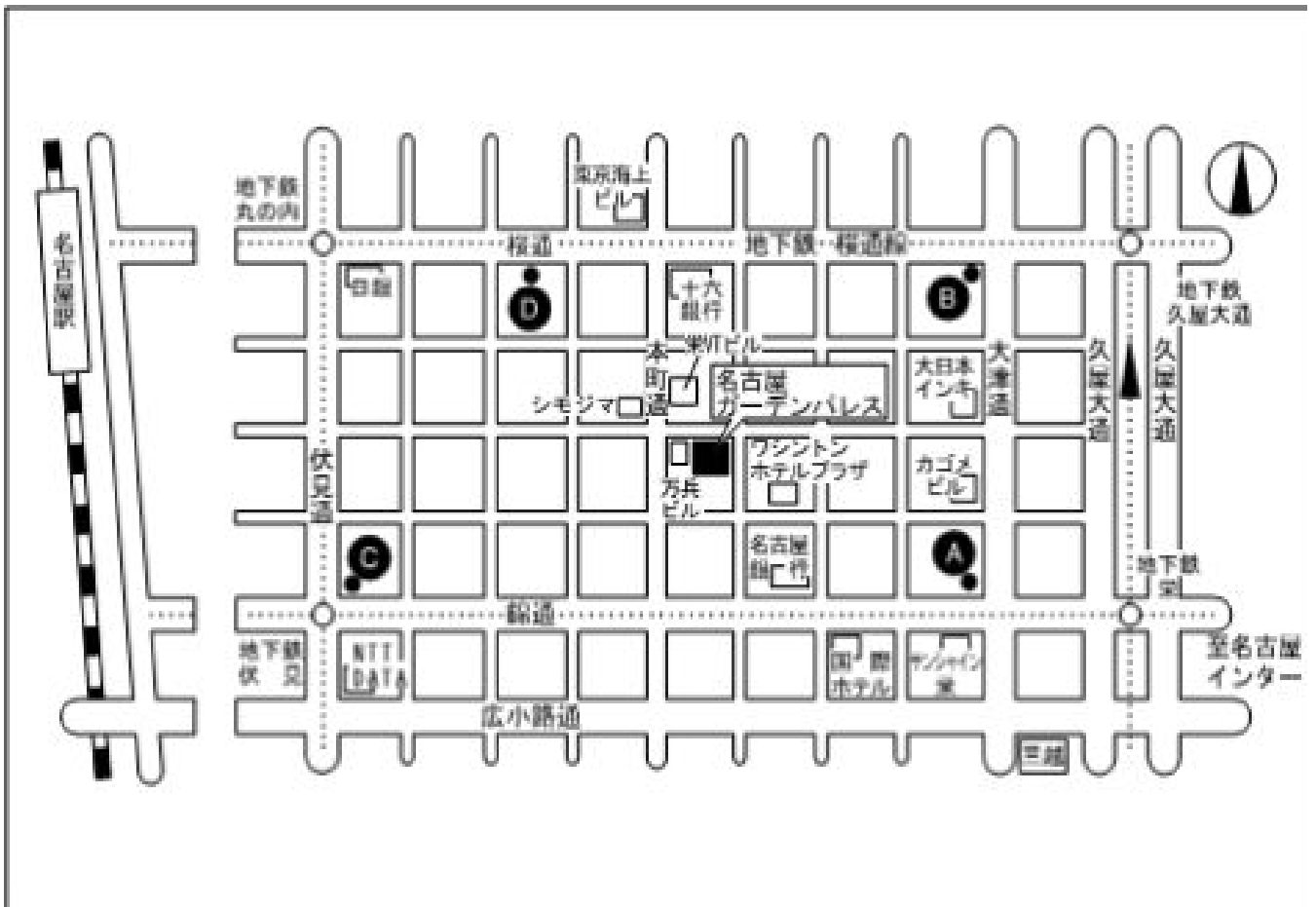
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
石 樽 清 孝 (1952年4月5日生)	1975年4月 日本車輛製造株式会社 入社 2019年11月 V Tホールディングス株式会社 入社	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 候補者の親会社における略歴については記載の通りです。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



会 場：愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号

ホテル名古屋ガーデンパレス 2F 翼の間

- 交 通：地下鉄
- ① 栄1番出口（西出口）より徒歩5分（東山線・名城線）
  - ② 久屋大通4番出口より徒歩5分（名城線・桜通線）
  - ③ 伏見1番出口より徒歩8分（東山線・鶴舞線）
  - ④ 丸の内5番出口より徒歩5分（桜通線・鶴舞線）

(注) 駐車場はご用意してございませんので、公共交通機関をご利用ください。